

事 務 連 絡

令和3年6月4日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right\}$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症

対策推進本部

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第4版）」について

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針」については、本日別添のとおり第4版に改定されました。主な改定内容としては以下のとおりです。

- ・ 変異株に対する PCR 検査の現況について追記
- ・ 施設等での幅広い検査に抗原定性検査を用いる場合の留意点を追記
- ・ 鼻腔ぬぐい液の自己採取に際して、医療従事者の常駐しない施設等で抗原定性検査を迅速に実施する場合には、検体採取等の注意点を理解した施設等の職員の管理下で実施することを追記

貴職におかれては、内容について御了知の上、関係各所への周知をお願いいたします。